

別表七の二付表六

「5の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例に関する明細書

連結事業年度

法人名

欠損控除前連結所得金額 (別表七の二付表一「1」)	1	円	連結所得金額控除限度超過額 (1) × $\frac{50}{100}$	2	円
特例事業年度	個別超過控除対象額の合計額 (各連結法人の(19)の合計額)	3	超過控除対象額 (26)	4	(3) + (4) 5
・	円		円		円
・					
計					

各連結法人の個別超過控除対象額及び超過控除対象額のうち投資の額に対応する部分の金額等の計算

連結法人名	
投資額残額の計算	
投資の額の累計額	6
投資額残額	8
前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該連結法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額 (前期以前の(9)の合計額)	7

「5の計」欄

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10657」
- ③ 「適用額」欄：「5の計」欄の金額

個別超過控除対象額及び超過控除対象額	10	円	11	円	12	円	13	円	14	円
特例事業年度	特例対象特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 (別表七の二付表一「10」)	10	特定連結欠損金当期控除額 (当該特例事業年度の別表七の二付表一「12」と(別表七の二付表一「2」-当該特例事業年度前の別表七の二付表一「8」の合計額)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	11	特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (11) × $\frac{\text{別表七の二付表一「11」}}{\text{別表七の二付表一「12」}}$	12	(10)のうち超過控除可能額 ( (10) と (別表七の二付表一「11」)のうち少ない金額 ) - (12) (マイナスの場合は0)	13	投資額残額 (8) - (当該特例事業年度前の(28))	14
・										
・										
・										

特例事業年度	連結所得金額控除限度超過額 (2) - (当該特例事業年度前の(5))	15	円	個別超過控除限度額 (13)と(14)のうち少ない金額	16	円	各連結法人の個別超過控除限度額の合計額 (各連結法人の(16)の合計額)	17	円	連結所得金額控除限度超過額の個別帰属額 (15) × $\frac{(16)}{(17)}$	18	円	個別超過控除対象額 (13)、(14)と(18)のうち少ない金額	19	円
・															
・															
・															

特例事業年度	非特定連結欠損金に係る控除未済額 (別表七の二付表一「16」)	20	円	特例の適用がない場合の非特定連結欠損金当期控除額 ( (20) と (別表七の二付表一「2」-当該特例事業年度前の別表七の二付表一「8」の合計額 - 当該特例事業年度の(11))のうち少ない金額 ) (マイナスの場合は0)	21	円	(20)のうち超過控除可能額 (20) - (21)	22	円	投資額残額 (8) - (当該特例事業年度前の(28) + 当該特例事業年度の(19))	23	円	各連結法人の投資額残額の合計額 (各連結法人の(23)の合計額)	24	円
・															
・															
・															

(注) 本別表は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行日以後に終了する連結事業年度から対象となります。

特例事業年度	25	円	26	円	27	円	28	円
・								
・								
・								
計								

別表七の二付表六